

発行：佐園達哉税理士事務所

経営バイタル
の強化書 KEIEI VITAL▶ 緊急事態宣言下の
支援金・協力金等

緊急事態宣言下の支援金・協力金 (一時支援金・月次支援金、時短協力金)

緊急事態宣言やまん延防止措置が実施され、新型コロナウイルス感染症拡大防止に協力する飲食店については、休業・時短協力について協力金・支援金が支給され、飲食店以外の個人を営業対象とする事業者には一時支援金・月次支援金が一定の要件のもとに支給されます。雇用調整助成金についても6月末まで特例措置が延期されました。

また、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために、事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する事業再構築補助金やIT導入補助金、持続化補助金も公募されています。



緊急事態宣言下の支援金・協力金等とは？

1 飲食店を対象とする時短協力金・支援金

2021年より度々発令された新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大防止のための緊急事態宣言やまん延防止措置に協力する酒類を提供する飲食店には、休業や時短への協力に対して協力金・支援金が交付されています。

この協力金・支援金は度々交付され、また、交付のための申請サイトが個別に開設されることもあり大変分かりづらくなっています。

緊急事態宣言やまん延防止措置が発令されている都道府県では経済的支援措置が行われており、東京都に準じた施策が行われています。

東京都以外の緊急事態宣言、まん延防止措置が発令されている都道府県の情報については、[J-Net21「緊急事態措置・まん延防止等重点措置特設ページ」「飲食店等の事業者に対する営業時間短縮要請」](#)*1に一覧が掲載されているので利用すると便利です。

東京都の場合、昨年11月以来3月末日まで5回にわたる時短協力金が支給され、全てに協力した場合1店舗当たり600万円を超える協力金が支給されています。

さらに4月12日～5月11日までに時短や酒類提供自粛に協力した場合は、1日当たりの売上高に応じて最大600万円の協力金が支給予定となっています。

東京都の協力金については、東京都の報道発表で公表されていますが、対象期間毎に公表されるため把握するのが困難であり、[東京都 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ](#)*2の「重要なお知らせ」にまとめて掲載されているので、こちらを活用するとよいでしょう。

申請方法は郵送とオンライン申請となります。オンライン申請が入力項目も少なく便利です。



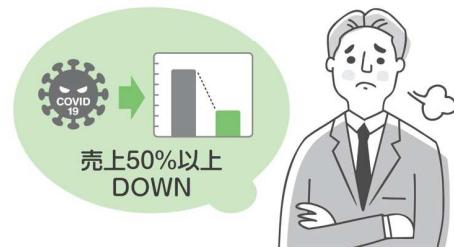
また、過去に東京都の協力金の支給を受けている場合、提出書類が簡略化されており、申請・給付の迅速化が図られています。

緊急事態宣言、まん延防止措置発令の状況で対象期間や支給額、協力体制が今後変わる可能性があるため、申請前には申請条件をよく確認することが重要です。

なお、不正受給等が一部で見られるため、東京都では「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトの点検計画について^{※3}を公表し、東京都職員と委託により5月11日までに飲食店約108,000店舗の点検を実施し、感染拡大防止の実効性を高めることにしています。

2 飲食店以外の「不要不急の外出・移動の自粛により売上が減少」した中堅・中小企業への一時支援金等

飲食店に対しては、前述の支援が都道府県より行われていますが、緊急事態宣言やまん延防止措置の発令に伴って、飲食店と直接・間接に取引があること、または不要不急の外出・移動の自粛により直接影響を受けていることが要件となります。今年1月～3月のいずれかの売上高が対前年(2020年)比もしくは対前々年(2019年)比と比べて50%以上減少している場合、申請により法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内の一時金が支給されます(一時支援金)^{※4}。



一時支援金の支給対象は「主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行うBtoC事業者」となっており、BtoB事業者は「主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行うBtoC事業者への商品・サービス提供を行う事業者等」のみが対象です。申請はオンラインのみで、事前に認定支援機関や税理士等から申請内容について確認を受ける必要があります。

一時支援金公募開始当初は事前確認を行う登録手続きの不備等があり(税理士等の本人確認方法に不備があり数週間経過しても登録ができない状況が続き)、混乱がありました。現在商工会や預金取扱金融機関でも事前確認が行われることになり、約37,000件以上の機関で事前確認ができるようになっています^{※5}。

事前確認は、一時支援金の不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、申請希望者が、①事業を実施しているのか、②一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか等について行われ、具体的には、事務局が募集・登録した「登録確認機関」が、TV会議又は対面等で、事務局が定めた書類(帳簿等)の有無の確認や宣誓内容に関する質疑応答等の形式的な確認を行うものです。

登録確認機関が、申請希望者が所属する団体、事業性の与信取引先、顧問等であれば、書類の有無の確認を省略し、電話で「給付対象等を正しく理解しているか」等のみについて、事前確認を受けることが可能です。更に申請書類として2020年、2019年の申告書の添付が必要となることから、登録確認は顧問税理士に依頼するのが最善でしょう。

税理士と顧問契約がない場合は、今後もコロナウイルス拡大防止に関する支援金・給付金・助成金は経済産業省をはじめ各省庁から公募されることが予定されていることから、登録確認機関となっている税理士と顧問契約を結び、対応と一緒に検討することが望まれます。

一時支援金に加えて、今年4月以降に実施される緊急事態宣言やまん延防止措置の発令に伴って、飲食店と直接・間接に取引があるか、不要不急の外出・移動の自粛により直接影響を受け、今年4月以降の売上高が対前年(2020年)同月比もしくは対前々年(2019年)同月比と比べて50%以上減少している場合、申請により法人は20万円／月以内、個人事業者等は10万円／月以内の月次支援金が支給されます(月次支援金)^{※6}。

申請方法は、一時支援金に準じた方法(事前確認及び申請)により各月毎に行うことになりますが、一時支援金の受給を受けていれば提出書類を簡略化することが予定されています。

※1 「緊急事態措置・まん延防止等重点措置特設ページ」(URL:<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/kinkyujitai210108.html>)

※2 「東京都 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ」(URL:<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/>)

※3 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトの実施について(第1917報)」(URL:<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/04/12/21.html>)

※4 「中小法人・個人事業者のための一時支援金 緊急事態宣言の影響緩和」(URL:https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html)

※5 「中小法人・個人事業者のための一時支援金 緊急事態宣言の影響緩和」(URL:<https://reservation.ichijishienkin.go.jp/third-organ-search/>)

※6 「中小法人・個人事業者のための月次支援金 緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和」(URL:https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)